気持ちよく暮らせる 生活環境をみんなでつくりましょう

【問合わせ】環境課（リサイクルセンター内）　☎21-4001

6月は「環境月間」です。この機会に身近な環境について考え、実行してみませんか。

所有地を適正に管理しましょう

◆草刈りや樹木の剪定を行いましょう

これからの季節、草木がぐんぐん育ちます。自宅のみでなく、現在利用していない所有地の適正管理も実施してください。市が空き地等の草刈りを行うことはできません。

雑草や樹木の管理を怠ると、伸びた枝などが隣接地に侵入したり、蛇や害虫が発生するなど、近隣の迷惑になります。また、火災や不法投棄を誘発することも考えられるため、所有地の定期的な管理は必ず行いましょう。

草木が伸びて道路や隣接地に侵入した例

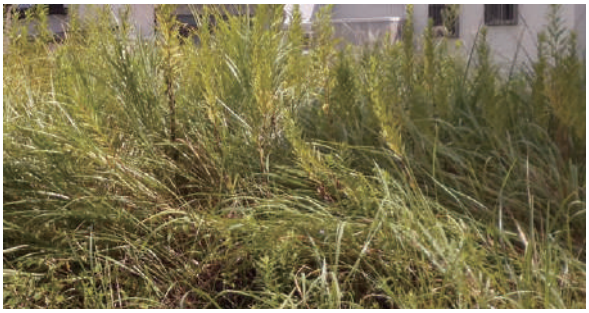

◆犬のふん害対策

飼い犬のふんやおしっこの放置は、まちの美観を損ない、悪臭は周囲の人を不快にします。**ふんやおしっこの後始末は飼い主の責任です。**散歩時には、ビニール袋などを持参し、後始末をしましょう。

ふんの放置を防止するため、住民や団体の皆さんが主体となって取り組む「イエローチョーク&イエローカード作戦」を導入しています。

市では飼い犬のふん放置にお困りの方へ抑止啓発看板や、イエローチョーク・イエローカードを配付していますので、ご活用ください。

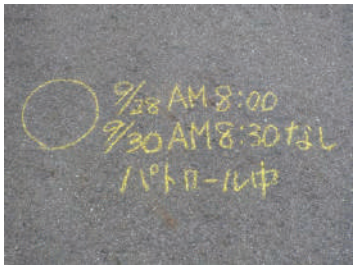

▲イエローチョーク

▲イエローカード

◆地域猫活動

地域猫活動とは、野良猫に不妊去勢手術を施し、エサやりやふんの始末などの世話をし、地域猫として管理する活動のことです。

ふん害や猫がごみステーションを荒らすこと等を予防しながら猫の頭数を減らしていくため、野良猫対策として、県および市もこの活動を推奨しています。

なお、手術を終えた猫は片方の耳をカットし、耳の形がさくらの花びらにみえることから「さくらねこ」と呼ばれています。

▲地域猫活動のページ

環境課では猫よけ器を2週間貸し出しています。猫の侵入被害にお悩みの方はお問合わせください。
※貸し出し台数に限りがあります。